

令和5年度

随 時 監 査 結 果 報 告 書

高 梁 市 監 査 委 員



高市監第226号
令和6年3月26日

高梁市長	近藤隆則様
高梁市議会議長	石田芳生様
高梁市教育長	小田幸伸様
高梁市選挙管理委員会委員長	黒川康司様
高梁市農業委員会会長	土岐康夫様

高梁市監査委員 大月一郎
高梁市監査委員 三村靖行

令和5年度随時監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を実施しましたので、その結果を報告いたします。

随時監査結果報告書

第1 監査の対象

- 1 対象事業 平成30年7月豪雨災害による災害復旧工事事業
 - (1) 令和2年度実施災害復旧工事
 - (2) 令和4年度実施災害復旧工事
- 2 所 管 土 木 部

第2 審査の期間

令和5年12月27日から令和6年3月25日まで
うち、現地調査日：令和6年3月12日
事情聴取日：令和6年3月14日、18日、25日

第3 監査の方法

職員の不祥事により、市民の信頼を著しく損なう事態が発生した所管に対し、契約事務及び施工、管理等の状況について、市民の視点に立ち、適正な執行がなされているかを主眼として書類等を審査するとともに、必要に応じて関係職員に対する事情聴取等を実施した。

第4 監査の結果

監査を実施した案件はいずれも工事代金の未払いが発覚したものであるが、支払遅延となっていた工事2件の支払い根拠となる書類を確認したところ、その内容に疑義が生じたため、諸帳簿の確認及び現地調査、関係職員に対する事情聴取を行なった結果、不適切な事務執行がなされていたことが判明した。

- 1 該当工事の内容
 - (1) 該当工事名 令和2年度実施災害復旧工事
工 事 費 10,230,000円
 - (2) 該当工事名 令和4年度実施災害復旧工事
工 事 費 19,525,000円

2 未払いの原因について

市の担当者が、令和2年度及び4年度の工事について、業者に対し口頭により、追加工事を指示したが、その際、何ら書面に残すこともなく、また、所属内への報告等を怠った上、契約事務等を長期間に亘って放置したことによるもの。

3 不適切な事務取扱として認定した主なもの

- (1) 追加工事分の添付写真が、一部、本体工事と同一のものであった。
- (2) 土砂運搬の車両が設計書と異なるも、設計書どおりに請求されていた。
- (3) 土砂運搬ルート及び土砂積込等、現場写真が不十分であった。
- (4) 当初の設計に含まれないせどりが、工期中、市担当者の指示箇所とは異なる場所で実施されていた。
- (5) 担当者が県と十分な協議をしておらず、結果、追加工事分については、全額市費の支払いとなった。

上記5件は、いずれも何らかの外的要因があったわけではなく、あくまでも、市の担当者の確認不足、また、事務処理の放置等が主たる要因であったことが認められるものである。

第5 監査の意見

本市では、平成29年度にも未払い事案が発生しており、再三、執行部においては職員に対し、法令順守と組織のチェック機能強化について周知徹底が行なわれたところであるが、その後、僅か5年の間に2件もの同様の事案が発生していたことは誠に遺憾である。

本件が、平成30年に発生した西日本豪雨災害を起因とし、物資の調達が困難を極めたコロナ禍等さまざまな要因があったことを鑑みても、職員の意識改革や組織のチェック機能の構築は、全くもって不十分であったと言わざるを得ない。

さらに本案件は、昨年12月議会で議決後、既に工事代金を支払済であり、十二分な調査がなされたはずであるが、今年に入り、関係職員にヒアリングを実施したところ、現段階においても事実誤認があったのは、信じがたい状況である。

また、請負業者については、市議会特別委員会の意見として記述されていたとおり、長期間に亘って、本件担当者の上司等に遅延の事実を知らせていなかったことが、2件もの未払い案件が起きた要因の一つであると考えられるところである。

本件は、執行部において、既に再発防止策等が講じられ、全職員に対して通達がなされているところであるが、今後においても、市が取り引きする全業者に対しては、適切な距離感を保ちながら緊密な連携を図り、遅滞することなく事務を執行され、三たび同様の不適切な事務処理が繰り返されないことを強く望むところである。